

東京都の資源循環・廃棄物 処理施策について

東京都環境局 資源循環推進部

産業廃棄物対策課長 東川 直史



はじめに

廃棄物処理の重要性

持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月、国連総会で採択。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

サーキュラーエコノミーと静脈物流の重要性

持続可能性の実現のため、環境と経済を両立させる「サーキュラーエコノミー」の概念が注目を集めています。

廃棄物の回収・再資源化を担う「静脈物流」は、天然資源の採掘や精錬による環境破壊の防止、優れた再生資源を動脈産業に安定供給することによる資源消費の抑制の効果があります。

国民生活と廃棄物処理

日常生活だけではありません。新型コロナウイルス感染症の流行時、さらには震災や風水害が発生した際には、静脈物流に関連する事業者の重要性が、国民生活や社会経済活動に不可欠なものとして、改めて認識されています。

1 世界の潮流 ESG と SDGs

ESG : **E**nvironment、**S**ocial、**G**overnance を考慮した**投資**

- ・ 2006年に国連が「責任投資原則」(PRI)を提唱し、急速拡大
- ・ 財務情報に加え、リスク管理・収益創出可能性のチェックポイント
⇒ “金融機関”、“投資家” のための概念

SDGs : **S**ustainable **D**evelopment **G**oals

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択された国際目標
17のゴール & 169の目標とで構成

⇒ “企業”、“自治体”等のための概念

1 世界の潮流 ESG と SDGs

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



ESG と SDGs の関係 (イメージ)

① 企業が**SDGs**に沿った目標を立案し、計画的に取組を推進



② 投資家が、企業について**ESG**に沿って評価し、投資

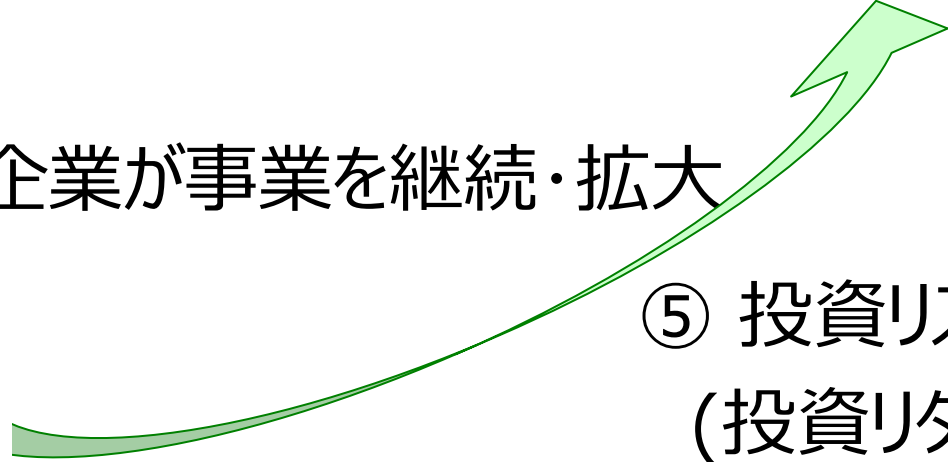


③ 社会が企業を評価⇒企業が事業を継続・拡大



④ 企業の価値が向上

⑤ 投資リスクの減少
(投資リターンの増加)



- ✓ 日本国内のSDGsの認知度は8割
- ✓ 93%の企業が、自社の事業活動をSDGsに紐づけ。
83%がSDGsへの貢献を会社の方針として明確化。

研修動画（東京都が作成・公開中）

東京都環境局 研修動画 サークュラーエコノミー



SDGs経営とサーキュラーエコノミー ～循環経済型ビジネスへの移行～



Outline

1. 市場に広まるSDGs
2. サークュラーエコノミー（循環経済）とは？
3. サークュラーエコノミーの国内外の動向
4. 実践に向けて

芝浦工業大学
システム理工学部教授
袖野 玲子

市場に広まるSDGs

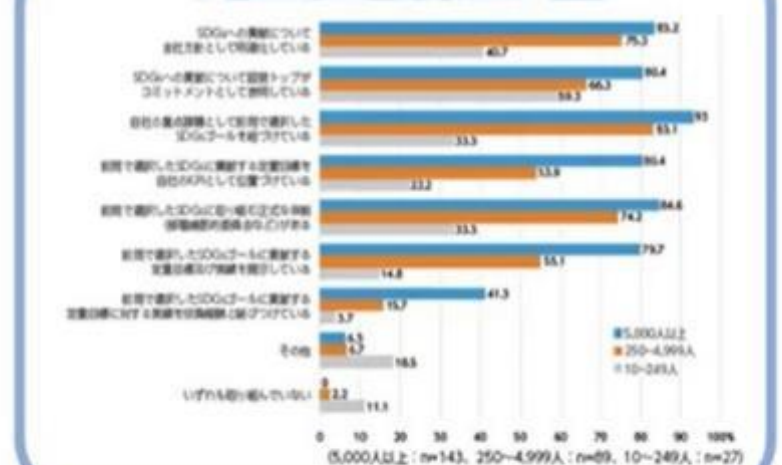
- 日本国内のSDGsの認知度は8割と高い。
- 93%が自社の事業活動をSDGsに紐づけ、83%がSDGsへの貢献を会社の方針として明確化



中小企業も無視できない。
取引先からの要求も！
何もしないのは経営リスク。

経営戦略に統合

Q9 貴社はSDGsをどのように経営に統合していますか？（複数回答）



(出所) グローバルコンパクトネットワークジャパン・IGES「SDGs進捗レポート2023」

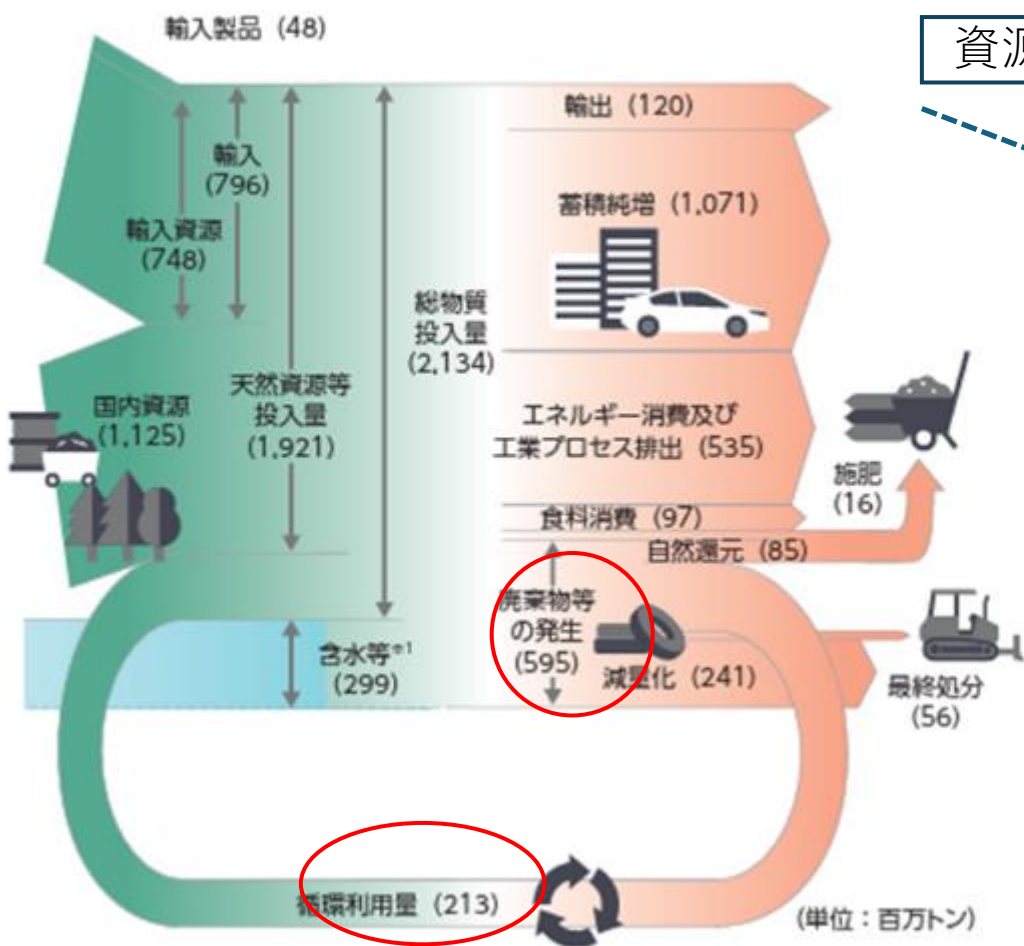
<https://youtu.be/LIy4749wj2I>

2 循環型社会の構築に向けて

▶ 我が国における物質フローの実態

2000年度(参考)

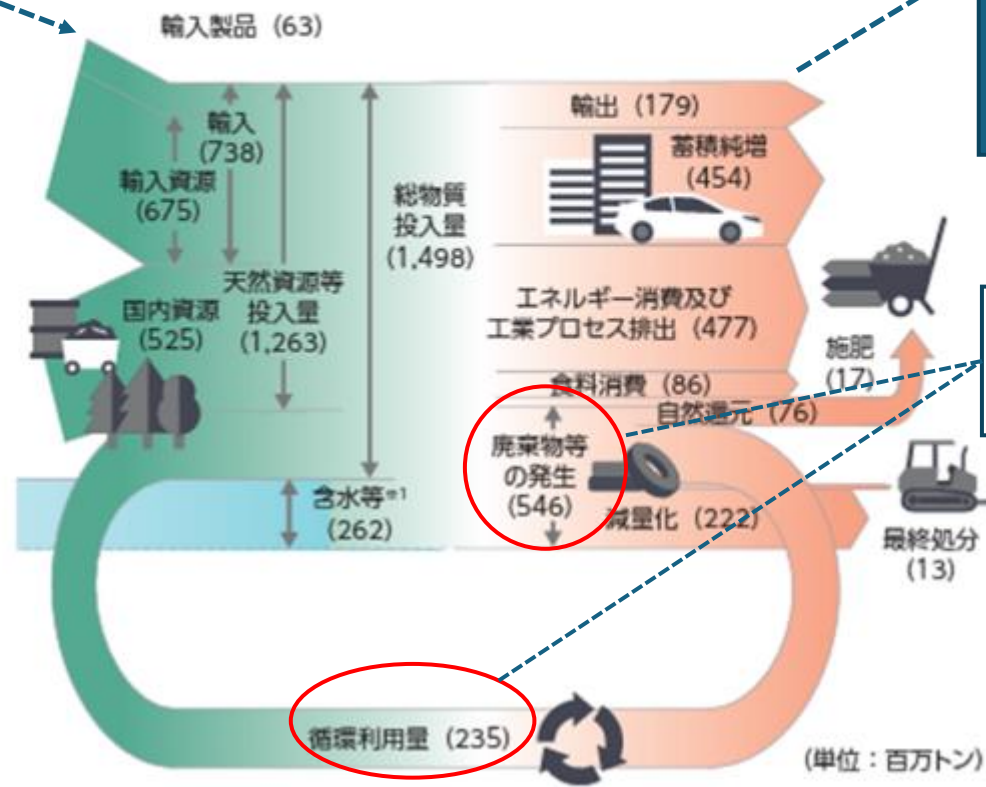
2019年度



資源投入は削減

資源生産性は上昇

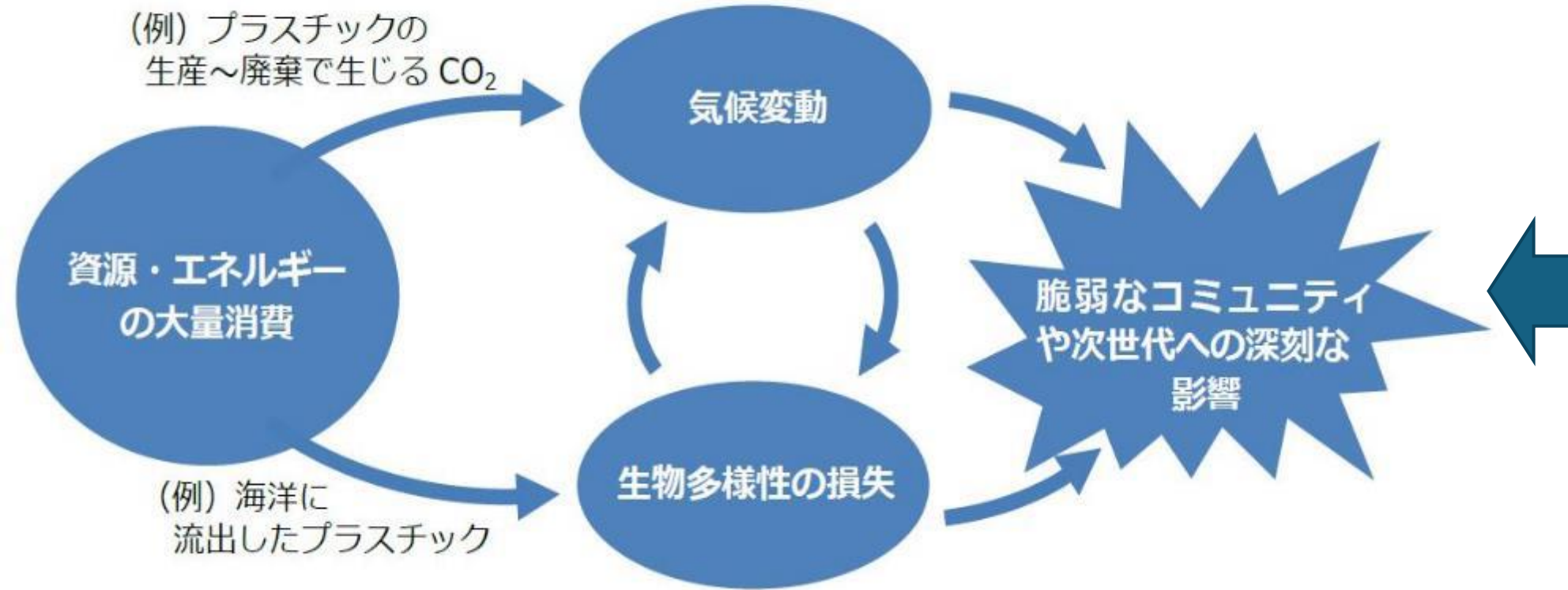
(GDP ÷ 資源等投入量)
[2000]25.3万円/トン
[2019]43.7万円/トン



循環利用率も上昇
(近年は横ばい)

出典：環境省
令和4年版環境白書

【参考】プラスチック問題のイメージ



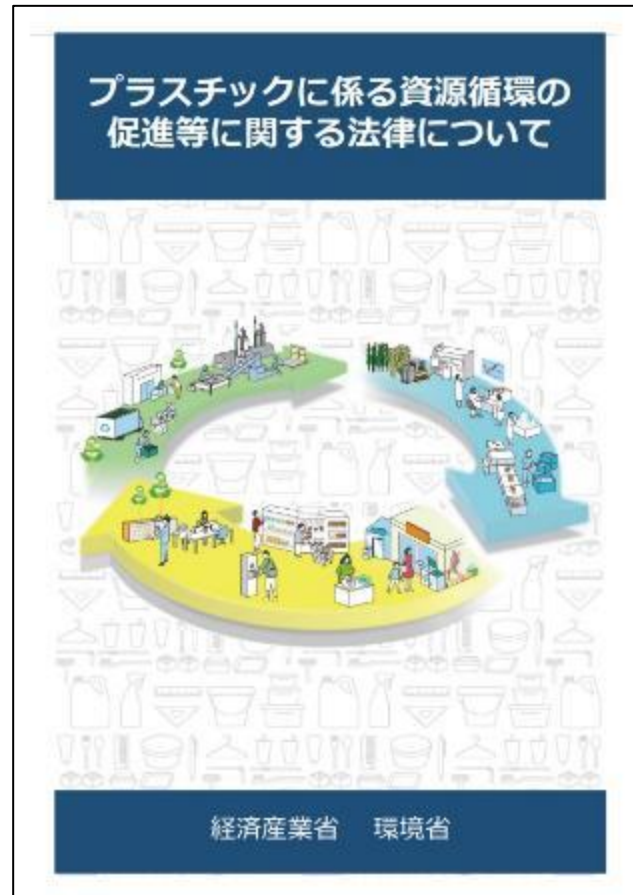
【対策】
東京都プラスチック削減プログラム
(R1.12)

- ・使い捨てプラ削減
- ・リユース支援
- ・焼却に依存しない適正処理の推進 等

資源循環・廃棄物処理分野では、3Rや適正処理を通じて、
低炭素・豊かな生態系の実現にも貢献

【参考】プラスチック資源循環推進法

(プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律)



3 R + Renewable (再生可能資源の利用) の推進

○ 製品設計の改善

プラスチック製品の設計段階から環境負荷を低減するための指針が規定

○ 事業者の責任

製造・販売事業者は、プラスチック製品の自主回収・再資源化計画を策定し、認定を受ける必要あり。

→ **認定を受けると、業の許可が無くても回収・再資源化事業を行うことが可能に**

○ 排出事業者・消費者の役割

消費者もプラスチック使用製品の選択、使用の合理化、分別収集に協力しなくてはならない。

→ **再資源化を著しく阻害するものの混入は防止する義務**

○ 自治体の役割

自治体は、プラスチック廃棄物の分別収集・再商品化を推進

3 東京都の施策(その1) 東京都環境基本計画

▶ 持続可能な社会の実現に向けて、東京都環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めた計画

東京都環境基本計画

2022(令和4)年9月

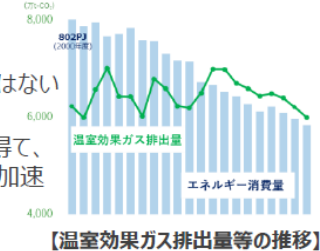


東京都

1 東京都環境基本計画の策定

計画策定の背景と必要な視点

- ✓ 気候危機・生物多様性の損失は一層深刻化、感染症や国際紛争等の危機
- ✓ **2050年脱炭素、2030年カーボンハーフ**実現に向け猶予はない
- ✓ 都民、企業、団体等の共感を得て、ともに課題解決に向けた行動を加速



「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」により、豊かで持続可能な都市を創り上げるため、**環境基本計画を改定**

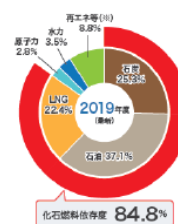
2 東京を取り巻く社会経済の動向

東京の人口動向、コロナ禍等による社会経済への影響

- ✓ 東京の総人口は、2025年をピークに減少が続く見込み
- ✓ コロナ禍による社会経済活動の制約
- ✓ Well-beingなど新たな価値観の広がりや若者の環境・社会問題に対する意識の高まり

不透明感を増す世界情勢、直面する危機

- ✓ ウクライナ・ロシア情勢等により、資源・エネルギー価格が高騰
- ✓ 化石燃料を海外からの輸入に依存するリスクが顕在化



3 東京が直面する環境課題についての認識

エネルギー安定供給の危機

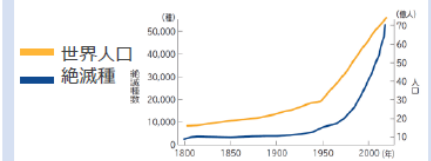
- ✓ 電力需給ひっ迫への対応が急務
- ✓ 脱炭素化施策の強化は、エネルギー安全保障においても不可欠
- ✓ **カーボンハーフに向けた道筋を示す必要**



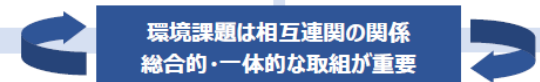
▶ 「④減らす、①創る、①蓄める」施策の抜本的な強化・徹底が不可欠

気候変動と生物多様性の危機

- ✓ 猛暑や豪雨等が身近な脅威に
- ✓ 種の絶滅、生態系の劣化など**生物多様性の損失が加速**



▶ 気候危機と生物多様性損失等の回避へ、一体的なアプローチが必要



安全・健康を脅かすリスクの最小化

- ✓ 光化学オキシダントやPM2.5等の課題解決へは更なる取組が必要
- ✓ 最新の知見に基づく新たな環境リスクの顕在化等も想定

▶ 広域的な視点で、快適で良質な都市環境を追求し続ける必要

消費・生産のあり方を見直し、都外の環境負荷削減に貢献

- ✓ 「社会」「経済」の発展や存続は、土台としての「環境」に支えられている
- ✓ 東京は、資源・自然資本を域外に依存

▶ 人類・生物の生きる基盤を守り、持続可能でよりよい社会の実現が必要

4 東京が目指す都市の姿

「成長」と「成熟」が両立した、持続可能で、安心・安全、快適な
未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京 を目指す

3 東京都の施策(その2) ゼロエミッション東京戦略

- ▶ 東京都が2050年までにCO2排出を実質ゼロにすることを目指す計画。
- ▶ 具体的には、2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減することを、まずは目標とし、エネルギー消費の効率化や廃棄物削減などを進めていく。

2030年カーボンハーフとその先の未来に向けて

Zero Emission Tokyo 1.5
1.5℃への挑戦

ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ

概要版

政策5 サークュラーエコノミーへの移行 —持続可能な資源利用の推進—

持続可能な資源利用の推進の必要性

- 大量生産・消費・廃棄の一方通行型経済は、廃棄物の増加、CO₂排出に伴う気候変動など環境に大きな負荷がかかり、将来的に資源の枯渇などのリスクがあります。
- 全人類が東京の暮らしをする3.1倍分の地球が必要との試算もあります。
- 資源供給や廃棄物処理を都外に依存する東京において、資源を再利用し新たな投入量を減らすサーキュラーエコノミー(循環経済)へ移行していくことが重要です。

持続可能な資源利用の推進の“今”

- 東京サーキュラーエコノミー推進センター(T-CEC)を環境公社に設置し、都民・事業者に向けた情報発信や事業間マッチング等、多面的な支援を展開しています。
- 資源循環に向けて、2R(リデュース・リユース)ビジネスや水半リサイクルの社会実装・事業拡大に取り組む事業者を支援しています。
- 資源循環の指標となる一般廃棄物のリサイクル率は、区市町村と連携した取組により都全体で24.8%(2022年度)に向上し、各府県域は2030年目標(37%)を達成しました。

持続可能な資源利用をめぐる動向

世界で加速する、新たな競争力の源泉につながるサーキュラーエコノミーへの移行

- EUでの再生材活用の義務化の導入や、グローバル企業が再生材を応用する動きが加速するなど、循環経済の取組が急速に拡大しています。
- 我が国でも2024年5月に成立した再生資源法等高度化法や8月に策定した第5次循環型社会形成推進基本計画の下、循環経済への移行を国家戦略として推進しています。

循環経済ビジネスの拡大

- ボトルネックや太陽光パネルのリサイクルなど、メーカーと資源再生事業者(リサイクラー)による動員連携が進んでいます。
- 技術開発・製造・流通等に関わる企業・自治体等の連携により、廃棄物などを原料としたSAFを製造し、航空機の燃料として活用するビジネスが広がっています。

リニアエコノミー
一方通行型の経済活動

サーキュラーエコノミー
循環型の経済活動

日本のサーキュラーエコノミーの市場規模

2020年	2030年	2050年
50兆円	80兆円	120兆円

政策のサーキュラーエコノミーに向けたアプローチ

- EU: 規制措置による循環経済開閉
- USA: 先進企業の競争を誘ったデファクト化

- 持続可能な製品政策枠組みによる規制化
- Apple: 再生材・再生可能材料のみを利用した製品製造
- 国際標準化(循環度測定等)
- Microsoft: 事業や製品・包装から生じる廃棄物をゼロに
- 環境移動の削減強化

	2022実績	2030目標	2035目標	2050のあるべき姿
一般廃棄物のリサイクル率	24.8%	37%	40%程度 (目安水準) <small>※EU域内平均リサイクル率</small>	▶ 持続可能な資源利用が定着 ● 資源利用量及び資源の消費量1単位当たりのCO ₂ 排出量が最小化されている

3 東京都の施策（その3） 東京都資源循環・廃棄物処理計画

2026（令和8）年3月

東京都資源循環・ 廃棄物処理計画

2026（令和8）年3月

< 基本的な方向性 >

- ▶ 2035年のビジョンと中期的に取り組むべき施策展開の方向性を提示
- ▶ 静脈分野からサーキュラー・エコノミーへの移行を促進する取組を軸に、持続可能な資源利用の実現
- ▶ 廃棄物処理システムの更なる充実強化を推進

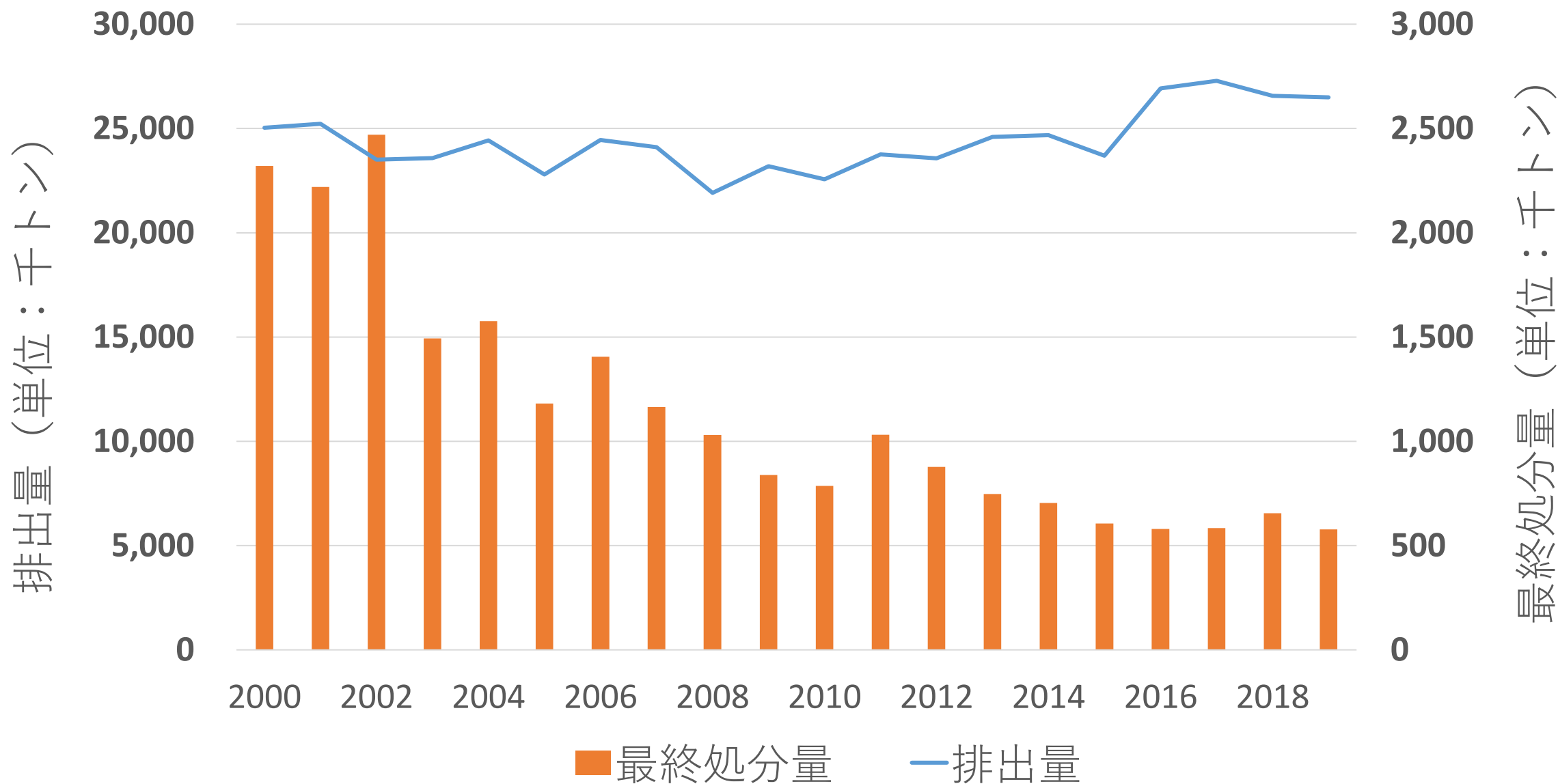
< 3つの柱 >

- (1) 資源ロス削減と循環利用の強化・徹底
- (2) 持続可能な資源利用の実現に向けた社会変革の加速
- (3) 社会課題に対応した強靱で安定的な廃棄物処理システムの確保

東京都資源循環・廃棄物処理計画



【参考】 都内における産業廃棄物の現状



4 適正処理に向けた取組

1 産業廃棄物の許可申請・届出件数（審査）・・・年間約1.3万件（R6年度）

		産業廃棄物	特別管理産業廃棄物	合計
許可	新規	1,210	45	1,255
	変更	194	10	204
	更新	3,103	161	3,264
届出	変更	7,395	1,249	8,644
	廃止	141	13	154
合計		12,043	1,478	13,521

2 産業廃棄物処理業の許可業者件数・・・約2万事業者（R6年度）

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物	合計
収集運搬業	19,286	1,150	20,436
処分業	323	15	338
合計	19,609	1,165	20,774

5 適正処理に向けた取組

3 産業廃棄物“処理業者等”への指導実績・・・年間 約600件 (R6年度)

	立入検査	文書指導・警告	行政処分
許可業者	339	50	13
その他	239	8	0
合計	578	58	13

➤ 最近の事例

- ・ 排出事業者に対する リチウムイオン電池等の排出方法
- ・ PCB特別措置法に基づく PCB廃棄物の期限内処理 など

4 産業廃棄物“排出事業者”への指導実績・・・年間 約 1,900件 (R6年度)

	立入検査	文書指導・警告
産業廃棄物 排出事業者	1,904	22

5 適正処理に向けた取組

～ 機動的・広域的な不法投棄・不適正処理対策 ～

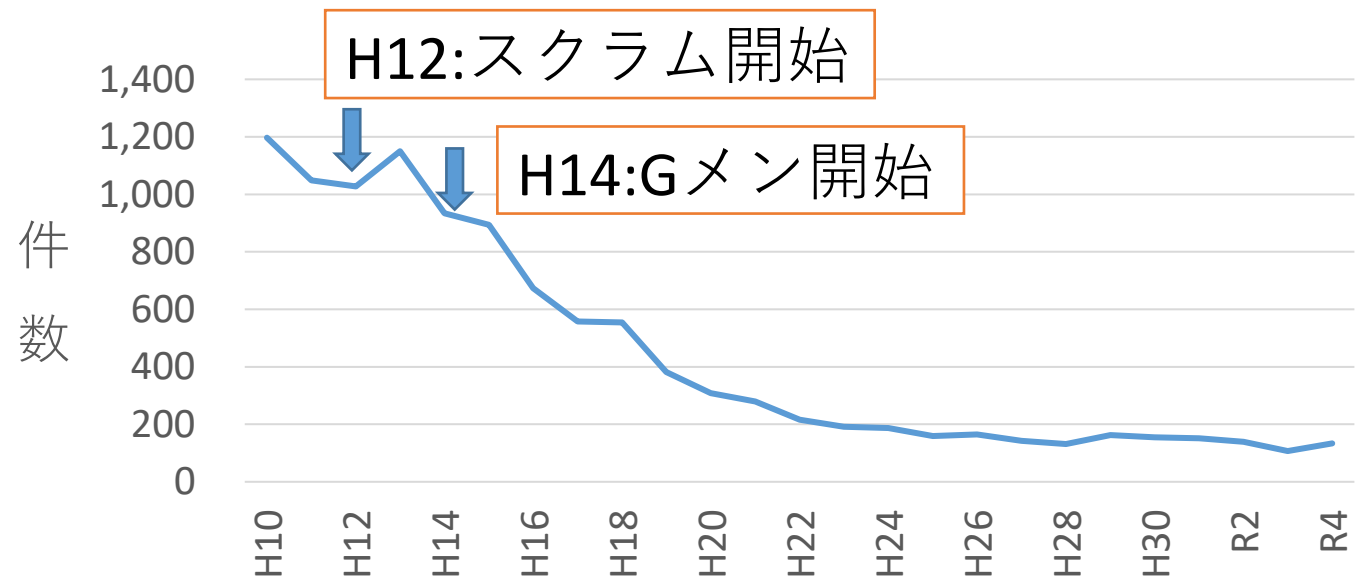
- ・ 警視庁と連携し「産廃Gメン」を組織。専門組織による早期発見・取り締まり
- ・ 近隣県市とも連携し「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」（通称：「産廃スクラム」。現37自治体参加）を設置。

産業廃棄物の広域移動に伴う監視体制を強化

例：料金所での一斉路上調査



全国の不法投棄新規件数の推移



5 適正処理に向けた取組

・報告・公表制度（H17～）

- 排出事業者・処理業者さんから、産業廃棄物の処理状況などを報告して頂く制度
- 都ホームページ上で公表し、企業の社会的責任の徹底や産業廃棄物処理の透明化を促進

【対象】 排出事業者：建設業（資本金3億円超）、製造業（従業員300人以上）、病院
処理業者：処分業者、積替え保管施設を有する収集運搬業者

・電子マニフェスト普及促進

【電子マニフェストのメリット】

✓ 遵法性

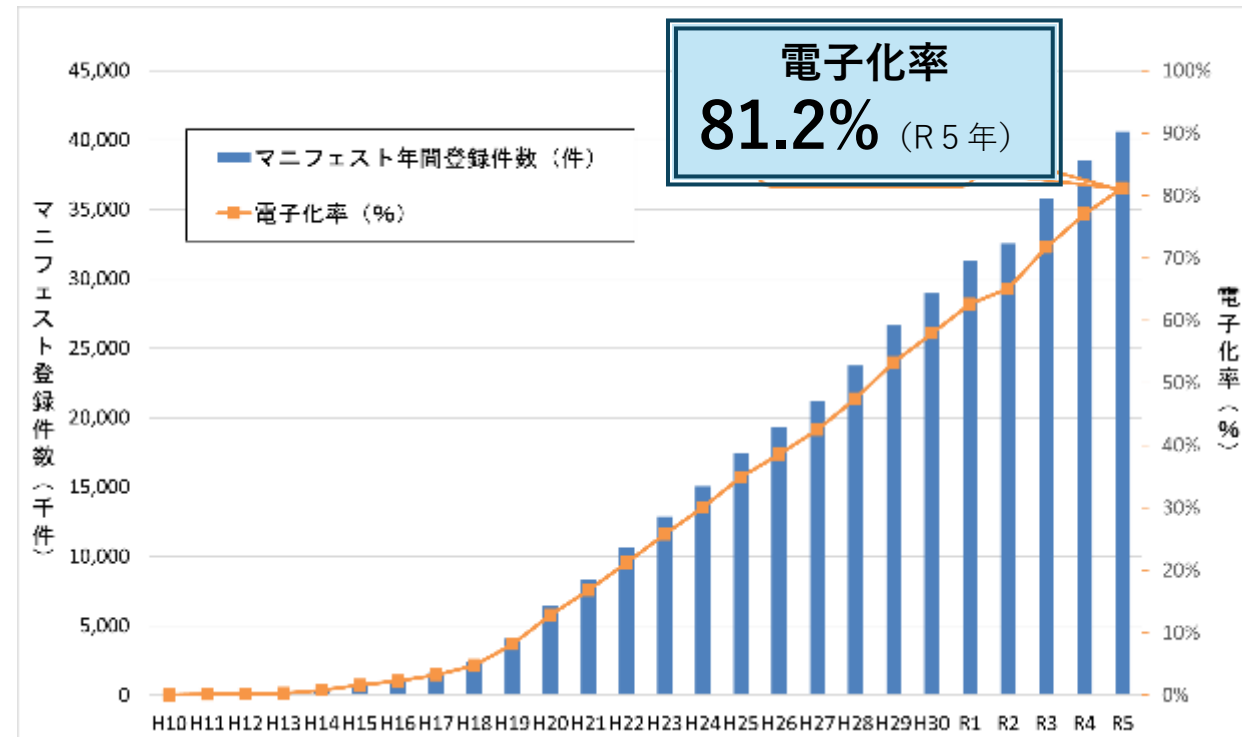
マニフェスト保管及び行政報告の徹底

✓ 透明性

偽造しにくい、不適正処理の防止

✓ 事務処理

事務処理の効率化、非接触業務の推進



6 静脈ビジネスの発展に向けた取組

▶ 産業廃棄物処理業者の第三者評価制度 (H21～)

- ・ 優良な処理業者を、第三者評価機関として都が指定した (財) 東京都環境公社が評価・認定する制度

【ねらい】

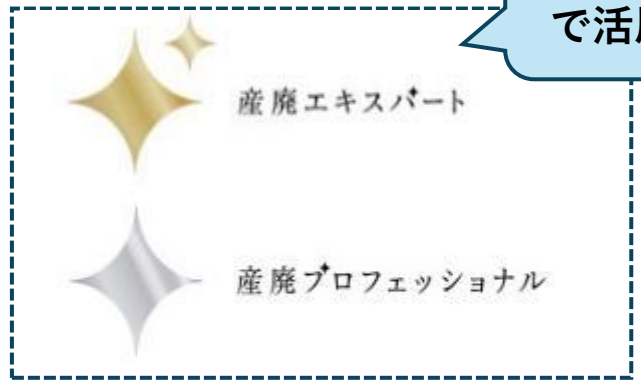
- ・ 優良な処理業者を評価・認定し、排出事業者に信頼できる処理業者情報を提供
- ・ 優良業者が市場から選択されることで、適正処理と健全な静脈ビジネスの発展を促進

【特徴】

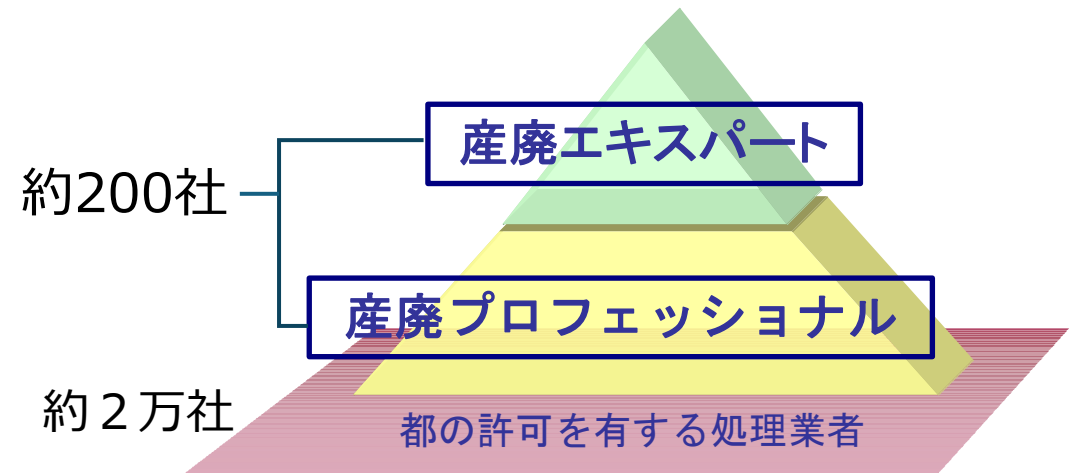
- ・ 利害関係のない第三者機関が評価
- ・ 遵法性、安定性、先進的な取組を総合評価

◎ **書面だけでなく、現地審査も実施**
(評価の信頼性の確保)

【認定ロゴマーク】



名刺等
で活用可能



認定業者の許可証には
「都認定」と「ロゴマーク」が入ります

■ 都独自の評価項目

1. 遵法性(例)

- ・ 行政指導による警告書を受けていない (過去2年間)

2. 安定性(例)

- ・ 労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。
- ・ 事故時や災害に対する危機管理マニュアルが整備され緊急時の連絡体制が決められている。危機管理教育、防災訓練等を定期的に行っている。

3. 先進的な取組(例)

- ・ 気候変動対策を行っている (報告書等を作成・提出)
- ・ 許可車両として 低公害・低燃費車又は低公害型重機を 導入している。

ぜひチャレンジを！！

産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都新宿区西新宿五丁目8番1号
氏 名 株式会社東京太郎
代表取締役 東京 太郎

産業物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事 **小池百合子**

許 可 の 年 月 日 令和 3年 1月 2日
許 可 の 有効年月日 令和 8年 1月 1日

1 事業の範囲
(1) 業の区分 : 処分(中間処理)
(2) 処分の方法と取り扱い産業廃棄物の種類
破砕 : 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
(以上3種類)

2 事業の用に供する施設
施設所在地: 東京都新宿区西新宿五丁目8番1号

施設種別	産業廃棄物の種類	単体処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類	3.14 (t/日)	3.58 (t/日)	平成2年 7月1日	---	---
	金属くず	1.59 (t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	2.66 (t/日)				

3 許可の条件
(1) 作業時間は、原則として9時から17時までとすること。
(2) 「産業物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康・安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令の規定を遵守すること。
(3) 中間処理は、本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況
平成 3年 1月 2日 の原許可
令和 3年 1月 2日 更新許可 第 6回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下空白)

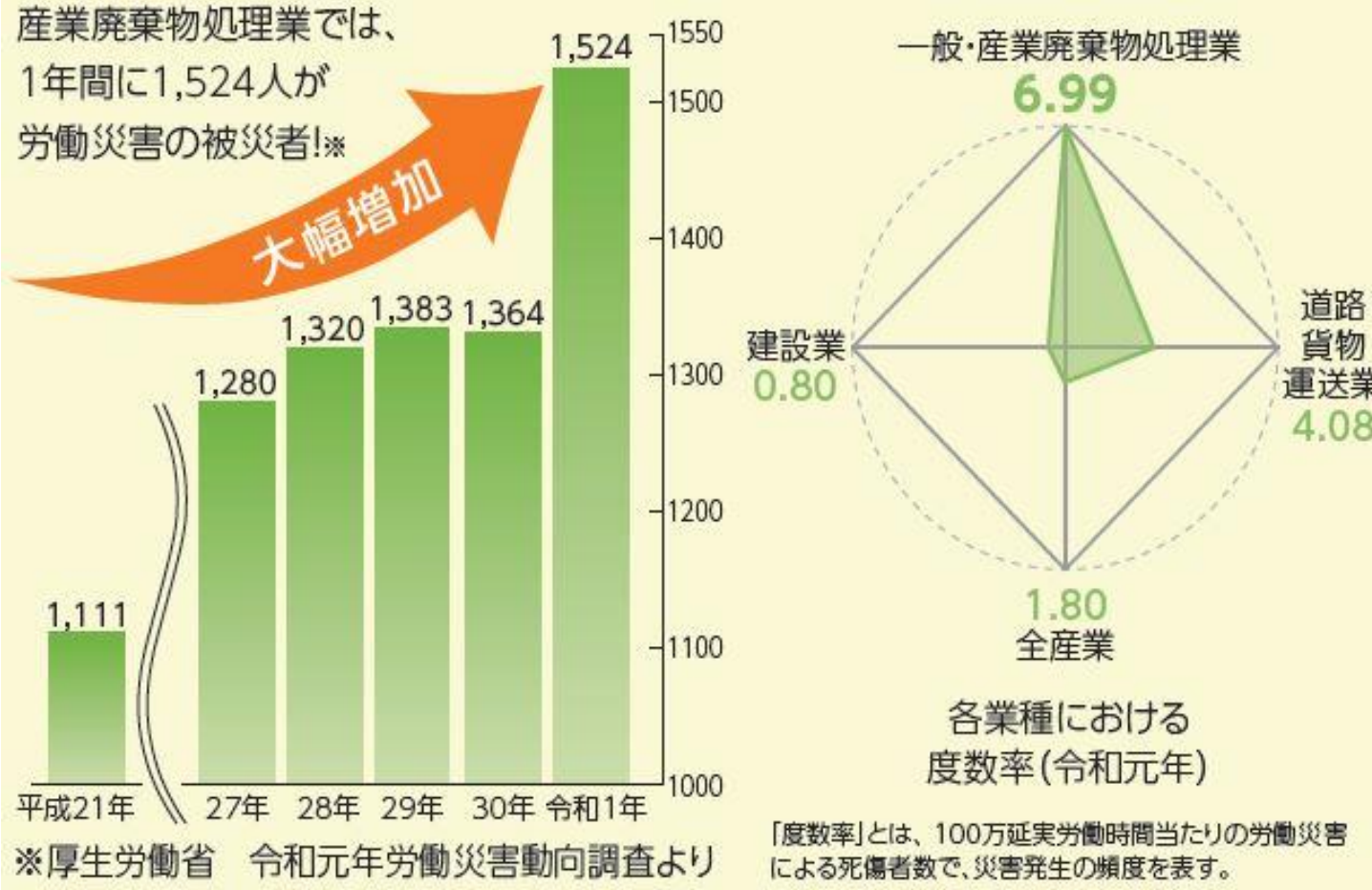
産業エキスパート 都認定番号: 1-20-C9999SD

東京都

このマークは東京都の優良認定事業者のマークです。

終わりに 一番大切なこと

▶ 廃棄物処理業における労働災害の発生状況（出典：全国産業資源循環協会）



▶ よくある事故の例

1 墜落・転落

- ・ 廃棄物の荷降ろしをするとき
- ・ 積み込みするとき

2 挟まれ・巻き込まれ

- ・ 装置の点検（異物除去中）

3 飛来・落下

- ・ フォークリフトによる荷崩れ
- ・ 重機作業（破砕）による飛来

4 熱中症 ⇒ 別紙

(番外) 過積載

- ・ 制動距離の延長、機動性の変化
- ・ 横転、荷崩れ

一人ひとりが安全責任者の自覚を持ち「安全第一」を意識した行動を！

終わりに 一番大切なこと (2)

熱中症対策

▶ 令和7年度の職場における**熱中症の死傷者数は1,681人**（厚生労働省調べ:速報値）

▶ **廃棄物処理業**における事例

年月	発生場所	年齢	経験	概要
2016/6	滋賀県	50代	1年	午前中に収集作業、午後に敷地内の草刈り。翌々日に死亡
2017/8	愛知県	40代	4か月	ごみの収集中に突然倒れ、病院に搬送されたものの同日死亡
2020/7	大分県	40代	10年	半露天ヤードで廃プラの分別作業中、倒れていた。翌日死亡
2020/8	静岡県	50代	12年	ベルトコンベアのスクリーン交換作業中に発症。同日死亡

▶ R7.6.1 **労働安全衛生規則の一部が改正**。職場における熱中症対策が**義務化**

▶ 東京都：「**職場の熱中症対策オンライン・電話相談窓口**」受付中（～9.30まで）
詳しくは、**東京都のホームページ**へ。その他の**資料・勉強会動画**も掲載

東京都 熱中症対策ポータル



【参考】廃棄物処理法における東京都の位置・役割

【法】第1条 目的

廃棄物の排出抑制、適正処理、生活環境を清潔に保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る

【法】第4条、第5条の二、第5条の五ほか 役割

国	<ul style="list-style-type: none">•廃棄物の排出抑制や減量化、適正処理に関する施策の総合的・計画的な推進を図る基本方針を定める•都道府県及び市町村に対して技術的・財政的援助を行う 等
都道府県	<ul style="list-style-type: none">•基本方針に即して、<u>都道府県廃棄物処理計画</u>を策定する•区域内の状況を把握し、適正な処理が行われるよう必要な措置を講じる•<u>産業廃棄物処理業及び処理施設設置の許可</u>を行う 等
市町村	<ul style="list-style-type: none">•市町村一般廃棄物処理計画を策定する•自ら一般廃棄物の処理を行う•一般廃棄物業の許可を行う 等

【参考】環境局の組織体制

東京都庁 第二本庁舎 19階北側

